

第4回こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会以降の主な変更点

※軽微な文言修正を除く

ページ	修正箇所	修正内容
第1章 計画の策定にあたって		
2 こども、子育て家庭の状況		
23	(3)経済的資本の欠如の状況 ウ 世帯構成別に見た経済状況等 (エ)就労状況	※母子世帯の数値を追記 一方で、母子世帯 (小5・中2: 36.4%→37.4%、5歳児: 36.7%→37.1%) は非正規雇用の割合が変化していないという状況にあります。
34	(4)ヒューマンキャピタルの欠如の状況 オ 困窮度別に見た学習の状況	※参考数値の追記 (ア)授業以外の勉強時間 (参考(困窮度Ⅰ群)14.9%→18.1%) (イ)授業以外の読書時間 (参考(困窮度Ⅰ群)37.6%→48.1%) (ウ)学習理解度 (参考(困窮度Ⅰ群)16.4%→18.6%)
第2章 計画の基本的な考え方		
2 重視する視点		
47	(3)社会全体で取組を推進	(3行目～) こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は深刻化・複合化している中、こどもの貧困は、 家庭の自己責任 その家族の責任に係る問題 としてのみ捉えられるべきものではなく、 その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ 、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力し、社会全体でこどもの貧困の解消に向けて取り組みます。
3 施策体系		
51	施策1 学びの支援の充実 (1)幼児保育・保育の無償化と質の向上を図ります	幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、 安全・安心な環境の中で、 就学前教育カリキュラムの一層の普及・活用を促進することや、小学校教育への接続を見据え小 学校との組織的な連携を深めるとともに、就学前施設における保 育内容等全般に関する研修・研究を実施するなど、就学前教育 における取組を充実し、 幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく取組を推進します。
53	施策3 生活基盤の確立支援の充実 (1)就業を支援します	(4行目～) 就業により一定の収入を得て、生活の安定が図られるよう、 企業の理解と協力も得ながら、 就業を支援するとともに、就業が定着するよう支援します。

ページ	修正箇所	修正内容
54	施策3 生活基盤の確立支援の充実 (2)施設退所者等の自立を支援します	※内容について、表現等を変更 <u>児童養護施設、母子生活支援施設等の退所者は、様々な事情により、心理的なケアを必要とする者の割合が高く、職場の人間関係や金銭関係等の課題など、自立にあたって困難を抱える場合が多く見られます。退所児童や退所母子が円滑に自立生活を営むには、入所期間中からの自立支援と退所後のアフターケアによる一貫した継続的な支援が必要です。</u> <u>このため、児童養護施設、母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、施設退所前後の一貫した継続的な支援を行います。また、児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言を行う相談支援等の充実に取り組めます。</u>
55	施策4 つながり・見守りの仕組みの充実 【囲み枠内】	(4行目～) そのため、学校園や地域、保健、医療、福祉、就労など関係機関との連携により、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるとともに、こども・若者や子育て当事者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう取り組みます。
55	施策4 つながり・見守りの仕組みの充実 (2)社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します	(13行目～) さらに、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体がこどもの貧困問題に取り組む機運を醸成し、デジタル技術も活用しながら社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します。
4 計画の目標と指標		
56	(1) 目標の設定	※表のスタイル変更および、「めざす姿」と「実態調査等のアンケート項目」を分割し、「目標設定の考え方」を削除
56	めざす姿 「経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態」	※実態調査等のアンケート項目を変更 <u>学習塾や習い事の利用状況(学習塾等、習い事をしていない割合)</u>
58	(3) 目標設定の考え方	※56 ページ表の項目から削除し、新たに追加
59	ア、イ、ウ、エ	

ページ	修正箇所	修正内容
第3章 主な取組		
施策2 家庭生活の支援の充実		
73	(1) ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します イ 若年で親になった家庭への支援 「若年ひとり親家庭等への支援」	※事業の追加(こども青少年局) <u>若年ひとり親家庭における困窮度がその他の年齢層より高く、支援につなげる必要があることから10代・20代を中心とした若年ひとり親家庭の親子が気軽に参加できる交流事業を実施し、支援制度の案内や情報交換等を行える場を設けることで、必要な支援につなげていきます。また、これまで情報が届きにくかったひとり親家庭がスムーズに制度にたどりつけるようにリーフレット等を作成し、制度周知を強化します。</u>
区の特徴に応じて取り組む主な事業		
85 ～ 93	施策1～4	※各区の特徴に応じて取り組んでいるこどもの貧困対策に関する事業を追加
参考資料		
5 パブリック・コメント手続の実施結果について		
102		※パブリック・コメント手続の実施結果について追加